

令和2年7月20日  
建設部下水道総務課

# 浄化槽設置整備事業補助事務手続きについて

～ 令和2年7月4日豪雨災害対応版 ～

今後の国等の方針により、補助事業内容等に追加変更や修正が生じる場合があります。

## 浄化槽設置整備事業補助金交付要綱について（拡充）

令和2年7月4日豪雨災害により多大な被害を受け、家屋を新築・建替される方、また合併処理浄化槽の入れ替え（更新）や改築（修理）が必要となる方を対象として、浄化槽の補助事業を拡大します。

### 1 事業概要

#### 【個人設置型浄化槽設置整備事業】

補助対象区域	次の区域を除く市内全域 ① 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により本市が定める公共下水道の事業計画に係る区域 ② 公共下水道建設予定区域として市長が別に定める区域 ③ 八代市農業集落排水処理施設条例（平成17年八代市条例第143号）別表第1に定める区域
補助対象者	令和2年7月4日豪雨災害の浸水により被災し浄化槽が損傷した方
補助内容	<p>(1) 被災合併浄化槽の更新について（個人住宅に限る）・・・<b>拡充分</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋の新築・建て替えに伴う合併処理浄化槽の設置費用の一部を補助</li> <li>・故障した合併処理浄化槽の更新（入れ替え）費用の一部を補助</li> </ul> <p>(2) 被災合併浄化槽の改築（機器修理）について（個人住宅に限る）・・・<b>拡充分</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・故障した合併処理浄化槽の改築（機器修理）費用を補助するもの（例：ブロワーの交換など）</li> </ul> <p>（環境大臣と事前協議をして承認を得た額となる、承認まで最短で1か月）</p> <p>(3) 単独処理浄化槽・汲み取り便所が被災した方が、家屋の新築・建て替えに伴う合併処理浄化槽の設置や既存住宅において合併処理浄化槽の入れ替えを行う場合について（個人住宅に限る）・・・<b>従来の補助枠組みで対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋の新築・建て替えに伴う合併処理浄化槽の設置費用の一部を補助</li> <li>・故障した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切替費用の一部を補助</li> <li>・故障した汲み取り便所から合併処理浄化槽への改造費用の一部を補助</li> </ul>
補助限度額	別表のとおり
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請前の事前着手不可</li> <li>・浄化槽の改築には、浄化槽に流れ込んだ土砂の撤去費用は含まない</li> </ul>
申請受付	<b>令和2年8月12日より</b>

### ○補助限度額について

#### ＜豪雨災害浸水被害に伴う合併処理浄化槽の更新、改築（機器修理）の場合＞

被災合併浄化槽更新の場合		被災合併浄化槽改築（機器修理）の場合								
（設置又は更新） <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th>人槽区分</th> <th>補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>332,000円</td> </tr> <tr> <td>6～7人槽</td> <td>414,000円</td> </tr> <tr> <td>8～10人槽</td> <td>548,000円</td> </tr> </tbody> </table>		人槽区分	補助限度額	5人槽	332,000円	6～7人槽	414,000円	8～10人槽	548,000円	国に事前協議をして承認を得た額 <b>※承認前の工事着手は不可</b> <b>※承認まで最短でも1カ月を要する</b>
人槽区分	補助限度額									
5人槽	332,000円									
6～7人槽	414,000円									
8～10人槽	548,000円									
※坂本地区での設置又は更新の場合、上記浄化槽設置補助金額に1人槽につき30,000円を加算した額とする。										

## ○補助限度額について

### <豪雨災害浸水被害に伴う単独処理浄化槽、汲み取り便槽から合併処理浄化槽へ入れ替える場合>

家屋の新築・建て替えに伴う設置の場合		単独浄化槽からの切替又は汲み取り便槽からの改造の場合	
(設置)		(設置)	
人槽区分	補助限度額	人槽区分	補助限度額
5人槽	332,000円	5人槽	332,000円
6～7人槽	414,000円	6～7人槽	414,000円
8～10人槽	548,000円	8～10人槽	548,000円
※坂本地区での設置又は更新の場合、上記浄化槽設置補助金額に1人槽につき30,000円を加算した額とする。		(切替) 単独浄化槽からの切替に伴う既設配管の撤去並びに浄化槽への流入管、放流先までの放流管の敷設費用に対して、上記浄化槽設置補助金に300,000円を限度として加算する。	
		(改造) 汲み取り便槽からの改造の場合、上記浄化槽設置補助金に100,000円を加算する。 ※坂本地区での改造の場合、100,000円に加算金ではなく、上記浄化槽設置補助金額に1人槽につき30,000円を加算した額とする。	

## 2 補助金申請書提出時の留意点

### (1) 補助金申請提出期限について

- ①浄化槽設置工事または、撤去工事の着工前までに申請してください。
- ②浄化槽の改築（機器修理）については、環境省との協議の関係で着工の30日前までに申請してください。
- ③補助金申請前の着工は補助金交付対象として、認められません。

### (2) 補助金申請書の提出について

補助申請しようとする者は、下記により申請書を提出してください。

#### 【被災合併浄化槽更新の場合（個人住宅に限る）】・・・拡充分

(補助内容)

- ・家屋の新築・建て替えに伴う合併浄化槽の設置費用の一部を補助
- ・故障した合併処理浄化槽の更新（入れ替え）費用の一部を補助

(申請書類)

- ① 補助金交付申請書（第1号様式）【災害復旧版】
- ② 八代市の「納税証明書」。納税証明書が得られない人は、市税等納税証明調査承諾書（※納税証明書は利用される家族全員分。ただし学生は除く。）
- ③ 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し。合併浄化槽の場合は浄化槽設置届出書及び既存合併浄化槽廃止届出書の写し
- ④ 建築確認通知書の写し（家屋の新築・建て替えに伴う設置の場合のみ）
- ⑤ 設置場所及び付近の見取り図
- ⑥ 流入位置、設置場所、放流先等を表す平面図
- ⑦ 浄化槽設置工事契約書及び浄化槽設置費の見積書又は計算書（合併浄化槽の更新の場合、既設合併浄化槽の撤去費は含まない）
- ⑧ 保証登録証（市町村用）及び登録浄化槽管理票（C票）
- ⑨ 浄化槽設備士免状（設備士）と設備士の顔写真を合わせた写し
- ⑩ 登録証の写し及び工場生産浄化槽認定シートの写し
- ⑪ **り災証明書**
- ⑫ その他市長が必要と認める書類

## (2) 補助金申請書の提出について

補助申請しようとする者は、下記により申請書を提出してください。

<b>【被災合併浄化槽改築（機器修理）の場合（個人住宅に限る）】・・・拡充分</b>
(補助内容) ・故障した合併処理浄化槽の機器修理費用を補助（例－故障したブロワーの交換）
(申請書類) ① 補助金交付申請書（第1号様式） <b>【災害改築版】</b> ② 浄化槽改築に係る見積書 ③ 浄化槽改築の仕様がわかる構造図 ④ 改築しようとする浄化槽の位置図 ⑤ 設置場所及び付近の見取り図 ⑥ 八代市の「納税証明書」。納税証明書が得られない人は、市税等納税証明調査承諾書（※納税証明書は利用される家族全員分） <b>⑦ 被災状況写真及び設備の故障がわかる書類</b> ⑧ その他市長が必要と認める書類

補助申請しようとする者は、下記により申請書を提出してください。

<b>【単独浄化槽からの切替、汲み取り便槽からの改造の場合（個人住宅に限る）】・・・従来の補助枠組で対応</b>
(補助内容) ・家屋の新築・建て替えに伴う合併処理浄化槽の設置費用の一部を補助 ・故障した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切替費用の一部を補助 ・故障した汲み取り便槽から合併処理浄化槽への改造費用の一部を補助
(申請書類) ① 補助金交付申請書（第1号様式） ② 八代市の「納税証明書」。納税証明書が得られない人は、市税等納税証明調査承諾書（※納税証明書は利用される家族全員分。ただし学生は除く。） ③ 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し。合併浄化槽の場合は浄化槽設置届出書及び既存合併浄化槽廃止届出書の写し ④ 建築確認通知書の写し（家屋の新築・建て替えに伴う設置の場合のみ） ⑤ 設置場所及び付近の見取り図 ⑥ 流入位置、設置場所、放流先等を表す平面図 ⑦ 浄化槽設置工事契約書及び浄化槽設置費の見積書又は計算書（合併浄化槽の更新の場合既設合併浄化槽の撤去費は含まない） ⑧ 保証登録証（市町村用）及び登録浄化槽管理票（C票） ⑨ 浄化槽設備士免状（設備士）と設備士の顔写真を合わせた写し ⑩ 登録証の写し及び工場生産浄化槽認定シートの写し ⑪ その他市長が必要と認める書類

## (3) 補助金交付申請受付の対象について

①当該年度の3月末までに、浄化槽工事に係る全ての工事が完了するものとします。 ②補助金の対象は「交付年度に実施された事業に対して助成」と定められており、会計検査院からの指摘事項の一つとして、遵守の指導があります。年度末に工事を計画している場合は、この点を留意してください。
---

### 3 補助金実績報告提出時の留意点

#### (1) 補助金実績報告書の提出について

設置及び更新の工事、改築（修理）が終了したら下記により実績報告書を提出してください。

<b>【被災合併浄化槽更新の場合（個人住宅に限る）】・・・拡充分</b>
(補助内容) ・家屋の新築・建て替えに伴う合併浄化槽の設置費用の一部を補助 ・故障した合併処理浄化槽の更新（入れ替え）費用の一部を補助
(提出書類) ① 実績報告書（第5号様式） <b>【災害復旧版】</b> ② 工事費請求書又は領収書の写し ③ 浄化槽工事完了届出書 ④ 浄化槽保守点検業務委託契約書及び清掃業務委託契約書の写し ⑤ 浄化槽法7条、11条法定検査依頼書及び浄化槽法7条検査領収書の写し ⑥ 補助金交付決定通知書の写し ⑦ 使用開始報告書の写し ⑧ 施工の各工程ごとの写真 ⑨ その他市長が必要と認める書類

設置及び更新の工事、改築（修理）が終了したら下記により実績報告書を提出してください。

<b>【被災合併浄化槽改築（機器修理）の場合（個人住宅に限る）】・・・拡充分</b>
(補助内容) ・故障した合併処理浄化槽の機器修理費用を補助（例：故障したブロワーの交換）
(提出書類) ① 実績報告書（第5号様式） <b>【災害改築版】</b> ② 浄化槽改築（機器修理）に係る請求書又は領収書の写し ③ 浄化槽修理完了届出書 ④ 補助金交付決定通知書の写し ⑤ 改築（修理）の施工前、施工中、施工後のわかる写真 ⑥ その他市長が必要と認める書類

<b>【単独浄化槽からの切替、汲み取り便槽からの改造の場合（個人住宅に限る）】・・・従来の補助枠組で対応</b>
(補助内容) ・家屋の新築・建て替えに伴う合併処理浄化槽の設置費用の一部を補助 ・故障した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切替費用の一部を補助 ・故障した汲み取り便槽から合併処理浄化槽への改造費用の一部を補助
(提出書類) ① 実績報告書（第5号様式） ② 工事費請求書又は領収書の写し ③ 浄化槽工事完了届出書 ④ 浄化槽保守点検業務委託契約書及び清掃業務委託契約書の写し ⑤ 浄化槽法7条、11条法定検査依頼書及び浄化槽法7条検査領収書の写し ⑥ 補助金交付決定通知書の写し ⑦ 使用開始報告書の写し ⑧ 施工の各工程ごとの写真 ⑨ その他市長が必要と認める書類

## (2) 補助金実績報告時の留意点について

- ①実績報告書の提出は、事業完了後30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに提出してください。
- ②工事完了日が、補助金申請書に記載した完了予定日を超える場合は「変更承認申請書（第4号様式）」の提出が必要となりますので、忘れずに提出してください。
- ③流入位置、設置場所、放流先等を表す平面図については、補助申請時と変更になった場合は、竣工の平面図を提出してください。
- ④写真は、各工程がわかるよう撮り忘れ、撮り間違えがないようにしてください。また、デジタルカメラ等で撮影した画像データでの添付も可能ですが、画像等の修正は行わないでください。

※浄化槽設置設備事業補助金関係の様式等については、八代市ホームページによりダウンロードできますのでご利用ください。



### 【担当窓口】

八代市役所下水道総務課 水洗化促進係

〒866-0856 熊本県八代市通町11-14

ニュークリエイトクリエイトビル 2F

Tel 0965-33-4147 Fax 0965-32-1395